

○農林水産省告示第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後				改正前			
別表第二 第三条第一項第三号の規定する措置の基準				別表第二 第三条第一項第三号の規定する措置の基準			
植物等の種類	植物等の種類	検疫有害動植物	措置	植物等の種類	植物等の種類	検疫有害動植物	措置
一〜四（略）	（略）	（略）	（略）	一〜四（略）	（略）	（略）	（略）
五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	（略）	チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌ	（略）	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	（略）	チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌ、イジマハナアブ	（略）

備考 (略)	十一 ～ 二十一 (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
備考 (略)	十二 ～ 三十一 (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)